

募集要項

岡山県農林水産部林政課

1 業務名

岡山県産木材加工流通促進検討調査業務

2 業務の目的

県産材の利用促進を目的とし、県産材の受入れ能力が限界となる県内加工流通体制の増強を想定し、新たな拠点となる木材加工流通施設導入に係る計画の妥当性、実現可能性の調査を行う。

3 業務の基準

本業務の基準は、岡山県産木材加工流通促進検討調査業務仕様書（以下「業務仕様書」という。）の規定に加え、県が別途指示するとおりとする。

4 業務の概要

- (1) 県内外の木材供給、木材製品流通、木材需給の現状分析
- (2) 新たな木材加工流通施設の導入に係る計画の課題調査
 - ・原料供給に関する現状と見通し
 - ・加工流通施設の導入設備に関する内容の確認検討
 - ・製品需要に関する現状と見通し
 - ・採算性の検討
- (3) 木材加工流通施設の導入に係る計画の妥当性
- (4) その他

5 契約期間

契約締結日から令和8年8月28日まで

6 申請の方法

(1) 応募資格

ア 職員を常時5名以上雇用し、業務仕様書記載の業務を確実に行うことができること。

また、職員には技術士法（昭和58年法律第25号）に基づく技術士の登録（森林土木部門の登録に限る。）を受けた者を1名以上雇用していること。

イ 木材の広域的な流通に関する知識、技術、経験を有しており、木材加工流通施設の導入に係る評価を行うことができること。

ウ 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。

エ 岡山県役務の提供の契約に係る入札参加資格審査要領（平成19年岡山県告示第332号）に規定する入札参加の停止の措置を受けている者でないこと。

オ 岡山県から役務の提供の契約に係る入札参加除外の措置を受けている者でないこと。

カ 岡山県建設工事等暴力団対策会議運営要領に基づく指名除外を受けている者でないこと。

キ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。

(2) 募集要項、業務仕様書等の配布

ア 配布期間

令和8年5月29日（金）から令和8年6月8日（月）まで（県の休日（岡山県の休日を定める条例（平成元年岡山県条例第2号）第1条第1項に規定する休日）をい

う。)を除く。)の午前9時から午後5時まで

イ 配布場所

岡山県農林水産部林政課林業木材班
〒700-8570 岡山市北区内山下二丁目4番6号
電話番号 086-226-7452 (直通)
ファックス番号 086-221-6498

ウ 配布方法

配布期間内に配布場所において、直接受け取ること。(あわせて当該業務の説明を行います。)

(3) 岡山県産木材加工流通促進検討調査業務参加意思表明書の受付

ア 提出書類

岡山県産木材加工流通促進検討調査業務への参加意思表明を行おうとする者は、次の書類を提出しなければならない。

- ① 参加意思表明書(別紙様式1)
- ② 業務費内訳書
- ③ 当該業務の実施に関するこれまでの経験、技術力及び執行体制等の概要書
- ④ 申請書を提出する日の属する事業年度における法人等の事業計画書及び収支予算書
- ⑤ 設立趣旨、組織、事業内容等法人等の概要がわかるもの
- ⑥ 役員の名簿(役職名、住所、任期等を記載のこと)
- ⑦ 職員の名簿(役職名、保有資格、経験等を記載のこと)
- ⑧ 納税証明書(県税、市町村税、消費税及び地方消費税) ※写し可

イ 受付期間 令和8年5月29日(金)から令和8年6月8日(月)まで(県の休日を除く。)の午前9時から午後5時まで

ウ 提出場所 上記(2)イの場所に同じ

エ 提出方法 持参又は郵便等(書留郵便その他これに準じる方法によるものに限る。なお、郵便等による場合も、受付期間内に必着とする。)

(4) 質問の受付

岡山県産木材加工流通促進検討調査業務への参加意思表明を行おうとする者は、本公募事業内容を熟知の上、参加意思表明を行わなければならない。この場合において、当該仕様等について疑義がある場合は、次により、説明を求めることができる。

なお、質問の受付期間終了後、仕様等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできないので、注意すること。

ア 受付期間 令和8年5月29日(金)から令和8年6月4日(木)まで(県の休日を除く。)の午前9時から午後5時まで

イ 方法 質問票(別紙様式2)を持参又はファクスにて送付すること。(ファックスの場合は、必ず電話で受取の確認を行うこと。)

ウ 受付場所

岡山県農林水産部林政課林業木材班
〒700-8570 岡山市北区内山下二丁目4番6号
電話番号 086-226-7452 (直通)
ファックス番号 086-221-6498

エ 回答方法 質問に対する回答は、岡山県林政課ホームページにおいて行う。

7 審査等

- (1) 参加意思表明書が提出された場合は、岡山県農林水産部内に設置する審査会において審査する。
- (2) 審査は、提出書類及び応募者から内容確認した事項等により行い、必要に応じて、プロポーザル方式による手続きに移行し、企画の説明(プレゼンテーション)を求め、価格及び技術力等を総合的に評価する。

8 契約書作成の要否 要

9 契約保証金

契約金額の100分の10以上とする。

ただし、岡山県財務規則155条各号のいずれかに該当する場合は、減免する。

10 その他

- (1) 詳細は業務仕様書による。
- (2) 参加意思表明書の提出を行う者は、当該事業の内容を熟知しておかなければならない。なお、提出後当該事業の仕様等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。
- (3) 契約先の決定申請等に係る経費は、すべて申請者の負担とする。
- (4) 申請者の名称、代表者、所在地等を公表することがある。
- (5) 審査の過程において、提出された書類の内容についての説明及び追加資料を求める場合がある。また、プレゼンテーションの実施を求めることがある。
- (6) 提出された書類に虚偽の記載があった場合は、失格とする。
- (7) 提出された書類の提出期限後の修正及び追加は認めない。
- (8) 提出された書類は、返却しない。
- (9) 提出された書類は、情報公開の請求により開示することがある。
- (10) 業務受託者決定後、内容について一部調整する場合がある。
- (11) 契約締結予定者は、契約を締結しようとするときは、暴力団の排除に係る誓約書を提出しなければならない。なお、この誓約書を提出しないときは、契約締結を拒んだものとみなすので留意すること。

11 問合せ先

岡山県農林水産部林政課林業木材班

〒700-8570 岡山市北区内山下二丁目4番6号

電話番号 086-226-7452 (直通)

ファックス番号 086-221-6498